

組合員 各位

令和 6 年 4 月
亀田郷土地改良区

令和 6 年度組合費のお知らせ

令和 6 年度亀田郷土地改良区組合費について下記のとおり徴収いたします。組合員の名義変更、農地の権利移動等については、土地改良区所定様式による手続きをされない限り更新されませんので、お早めにお申し出ください。

◇賦課基準日	令和 6 年 4 月 1 日
◇変更可能日	令和 6 年 8 月 30 日 まで
◇令書発行日	令和 6 年 10 月 4 日
◇納入期日	令和 6 年 10 月 21 日

なお、口座振替の場合は納入期日の令和 6 年 10 月 21 日に引き落とされます。賦課令書が届き次第、口座残高の確認をお願いします。

その他ご不明な点は下記窓口までお気軽にお問い合わせください。



■亀田郷土地改良区 HP
土地改良区とは・・・
※お時間のある時に
ご覧ください

<http://www.kamedagou.jp/dokai/naiyou.html>

問い合わせ先

◆賦課内容、変更手続き等について	
地域課地域係	381-7586
◆支払方法について	
総務課会計係	381-2131

裏面もご覧ください

◇土地改良区組合費について

組合費は、土地改良区運営に係る事務費や土地改良施設の整備や維持・管理などに必要な経費を、組合員の皆さまから負担していただくもので、徴収時期は毎年 10 月となっております。（土地改良法第 36 条）

賦課基準日時点における組合員の皆さまの受益面積に応じた賦課金（土地原簿面積×10a 当たりの賦課金単価）を算定し、賦課令書を発行します。

毎年、年度末（3 月）に開催される通常総代会の議決により、翌年度の 10a 当たりの賦課金単価が決定されます。

◇令和 6 年度賦課金単価（10a 当たり）

（円）

区分	田		畑	
	共通	各区	共通	各区
第 1 区（横 越）	11,500	500	2,875	125
第 2 区（大江山）	11,500	500	2,875	125
第 3 区（亀 田）	11,500		2,875	
第 4 区（両 川）	11,500	300	2,875	75
第 5 区（曾野木）	11,500	500	2,875	125
第 6 区（鳥屋野）	11,500		2,875	
第 7 区（山 渦）	11,500		2,875	
第 8 区（石 山）	11,500		2,875	
第 9 区（大 形）	11,500		2,875	